

(指定催しに係る火災予防)

第54条の4 前条第1項に規定する催しの主催者は、同項の規定による指定があつたときは、速やかに防火担当者を定め、規則で定めるところにより火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。(ら)

2 前条第1項の規定により指定された催しの主催者は、当該催しを開催する日(2日以上継続して開催される催しにあつては、その初日)の14日前の日(同日以後に同項の規定による指定があつた場合その他やむを得ない場合にあつては、消防署長が定める日)までに、前項に規定する計画をその指定をした消防署長に提出しなければならない。(ら)

条則

(火災予防上必要な業務に関する計画)

第10条の3 条例第54条の4第1項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(ね)

- (1) 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下この項において同じ。)の使用及び危険物の取扱いに関すること。(ね)
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。(ね)
- (4) 対象火気器具等を使用する場合の消火準備に関すること。(ね)
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。(ね)
- (6) その他火災予防上必要な業務に関すること。(ね)

2 条例第54条の4第2項の規定による提出は、届出書に必要な図書を添えて行わなければならない。(ね)

【解説】

前条に続き、指定された催しの主催者の役割について規定したものである。

1 第1項について

- (1) 「防火担当者」は、催しの関係者に対して、火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者から定めること。

なお、催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることを妨げるものではない。

- (2) 「火災予防上必要な業務に関する計画」は、条則第10条の3に規定する事項を基に、催しの実態等に応じた実効性のある計画とすること。

2 第2項について

- (1) 「催しの開催される14日前」について、2日以上連続して実施する催しの場合は、その初日

（開催日）を起点とし、その日の前日から起算して14日前とする。（例：9月15日に実施する場合は9月1日が期限）

- (2) 「その他やむを得ない場合」とは、催し実施日の15日前に指定した場合などで、計画の作成に必要な時間を十分にとることができないような場合のことである。
- (3) 「消防署長が定める日」とは、計画の作成に要する期間を勘案し、適当と思われる日を定めるものであり、「指定催しの指定通知書」に記載し、催しの主催者へ通知することとする。
- (4) 本規定による計画は、当該催しの主催者による火災予防の基礎となるものであることから、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するため、当該計画の提出義務違反については、条例第62条により罰則の対象となる。

3 指定催し以外の大規模な催しについて

指定催しに該当しない屋外での催しで、出店する露店等の数が100店舗を超えるものについては、本条に準じた指導を行うこととする。